## 山梨県立大学教職課程 教育実習の依頼に関する方針

平成 30 (2018) 年 10 月 17 日 山梨県立大学教育委員会承認 平成 30 (2018) 年 10 月 9 日 山梨県立大学教育委員会教職課程部会承認

- 1. 文部科学省の指導・通知や中央教育審議会の答申等に則り、本学教職課程においては、 原則として、県内出身の学生は在籍経験のある学校(以下、出身校)以外の所定の学校で 教育実習を行う。
- 2. 県外出身地での教育実習を希望する学生については、大学が所管の教育委員会等と協議 の上、出身校以外での教育実習が認められない場合に限り、出身校で教育実習を行うこと を認める。
- 3. 県外出身校で実習を行う際は、大学教員が訪問指導を行うなど、積極的に実習先の学校と連携し、教育実習に関わる体制を構築するように努める。

## 【参考資料】文部科学省・中央教育審議会答申『今後の教員養成・免許制度の在り方について』(平成18年7月)

- 1. 教職課程の質的水準の向上
- (3)教育実習の改善・充実
- 一般大学・学部については、できるだけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実習については、大学側の対応や評価の客観性の確保等の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当である。
- 一方、学生が自らが教職に就くことを希望する出身地の学校で教育実習を行うことは、早い段階から地域の教育等を知る上で意義があることから、このような積極的な理由から、母校をはじめとする出身地の学校で実習を行う場合については、柔軟に対応することが適当である。ただし、このような場合でも、大学と実習校とが遠隔教育的な方法を工夫して連携指導を行うなど、大学が教育実習に関わる体制を構築するとともに、実習校側も適切な評価に努めることが必要である。

## 【参考資料】文部科学省・中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会「平成 29 年度教職課程認定大学等実地視察について」

○ 教育実習については、中央教育審議会答申において、一般大学・学部については、できる だけ同一都道府県内をはじめとする近隣の学校において実習を行うこととし、いわゆる母校実 習については、大学側の対応や評価の客観性の確保の点で課題も指摘されることから、できるだけ避ける方向で、見直しを行うことが適当であるとことを提言している。

- このため、
- ・教育実習は、大学等による教育実習指導体制や評価の客観性の観点から、遠隔地の学校や学生の母校における実習を前提とするのではなく、可能な限り大学等が所在する近隣の学校において実習校を確保することが望ましく、今後、地元教育委員会や学校との連携を進め、近隣の学校における実習先の確保に努めていただきたいこと
- ・やむを得ず遠隔地の学校や学生の母校における実習を行う場合においても、実習先の学校と 連携し、大学等が教育実習に関わる体制を構築するとともに、学生への適切な指導、公正な 評価となるよう努めていただきたいこと

などについて求めた。

## 【参考資料】教職課程再課程認定等説明会質問回答集(平成 29 年 10 月 27 日)

(大学からの質問事項 269)

本学は母校実習を主軸としているため、学校インターンシップを導入した場合、インターンシップ校と教育実習校が(自治体も含めた)一致しない場合が想定される。このように、学校インターンシップ先と教育実習先が連動していない場合も、学校インターンシップを教育実習の単位に含めて問題ないのか。

(文部科学省からの回答 269)

- ○学校体験活動と教育実習の実習校については、一致させる必要はない。
- ○なお、母校実習を前提とした教育実習を行うことは認められていないため、再課程認定 申請までに点検していだきたい。